

令和6年3月14日

◎**金岡委員長** ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(9時58分開会)

◎**金岡委員長** 本日の委員会は、昨日に引き続き、「付託事件の審査等について」であります。

### 《報告事項》

◎**金岡委員長** 公営企業局から2件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることといたします。

まず、電気事業及び工業用水道事業の経営戦略改定案等について、電気工水課の説明を求めます。

◎**三宮電気工水課長** 公営企業局の電気事業及び工業用水道事業の経営戦略につきまして、改定案を取りまとめましたので、御報告させていただきます。あわせて令和6年度県営水力発電所の売電料金と、鏡川工業用水道事業の今後の取組について報告させていただきます。

A4横、公営企業局電気事業及び工業用水道事業の経営戦略(H31～R10)改定案(概要版)になります。

昨年12月の当委員会において御説明させていただいた経営戦略の素案に関しまして、その後パブリックコメントや有識者からの意見聴取を行い、最終案を作成しました。前回の説明資料に付け加えた、今後5年間に実施する新たな課題への具体的な対応を中心に説明させていただきます。

資料の右側中段になります。Ⅱ新たな課題への基本方針としまして、1つ目の持続可能な開発目標「SDGs」の推進では、次世代の再生可能エネルギーの導入などへの対応として、物部川流域における小水力発電の新規開発地点調査や、水力発電所の老朽化対策として、発電所水車ランナ更新の検討などを進めてまいります。

2つ目の既存基本売電契約終了後の新たな売電契約の在り方については、公募によることとしており、後ほど別紙にて令和6年度県営水力発電所の売電料金において説明させていただきます。

3つ目の若手職員の育成と技術継承等については、公営企業局の電気技術職員の人材育成の推進、技術継承などによる組織力の向上への対応として、電気事業を営む地方公共団体で構成しています公営電気事業経営者会議が主催する技術者派遣交流に積極的に参加してまいります。

4つ目の工業用水道事業施設の耐震化対策については、新たなルートによる優先整備区間の管路更新の推進や、施設更新に係る料金改定に取り組んでまいります。具体的な内容は、後ほど別紙にて説明させていただきます。

次に、Ⅲアドバイザー意見の反映等でございます。昨年12月の素案作成時に意見聴取をさせていただいた、東洋大学の石井先生と、高知大学の中澤先生に、能登半島地震を受けて見えてきた新たな課題がないか改めて意見を伺い、工業用水道は発災時に上水道を補完する施設として活用できることや、地元企業との連携強化が重要であるなどの意見をいただきましたので、本文に追記しております。なお、パブリックコメントは12月28日から1月31日まで実施しましたが、意見などはございませんでした。

以上、4つの新たな課題への基本方針に加え、現行経営戦略からの継続課題への対応も含め、令和6年度から向こう5年間、今回見直しをする本経営戦略に基づき取り組んでまいります。なお経営戦略案の本文につきましては、電子データと合わせて委員の皆様の御手元に資料としてお配りさせていただいております。経営戦略の改訂案については、以上となります。

続きまして、令和6年度県営水力発電所の売電料金について報告いたします。次のページ、令和6年度県営水力発電所の売電料金についてをお願いします。

公営企業局が所管する、永瀬・吉野・杉田の3つの水力発電所で発電した電気は、上段の1にありますように、平成22年度から令和6年度までの15年間にわたって四国電力に供給するという、電力受給に関する基本契約に基づき売電してまいりました。この間の売電料金については、この基本契約に基づき、これまで2年ごとに電力受給契約を締結して改定してまいりました。来年度は料金改定年度となるため、本年度、令和6年度の料金について、四国電力と協議を実施してまいりました。

協議結果は、2更改結果の表の赤枠囲みに記載のとおり、料金総額は令和6年度のみ16億6,000万円余り、平均単価は1キロワットアワー当たり65銭プラスの10円、率にしまして6.95%のアップとなっております。今回の更改に伴う料金収入で、健全な経営を行っていくことができるものと考えておりますので、今後契約に向けまして、手続を進めてまいりたいと考えております。

次に、一番下にあります3令和7年度以降の次期売電契約に向けた課題等についてでございます。これまで御説明したとおり、現在の四国電力との15年間の基本契約は、来年度が最終年度となります。地方公共団体が行う売電の契約については、地方自治法に基づき一般競争入札により締結することとされていることから、令和7年度以降の契約については公募による必要があります。このため現在売電先の選定方法の検討などを進めています。新電力へのヒアリングを行うなど、より多くの事業者が応募できるように、仕様を検討しているところでございます。

今後のスケジュールとしましては右側にありますとおり、来年度夏頃をめどに公募を開始し、秋頃に売電先の候補者を決定したいと考えています。候補者が決定した際には、議会、委員会に説明させていただきたいと思っております。令和6年度県営水力発電所の売電料金

については以上となります。

最後に、次のページになりますが、鏡川工業用水道事業の今後の取組について説明させていただきます。左上のこれまでの経緯を御覧ください。

優先整備区間のバイパス整備を計画しておりましたが、鏡川工水における耐震対策について、令和3年度の詳細設計時における試掘調査において、敷設予定箇所にて軟弱地盤が確認されたことなどから管路更新は一旦停止し、総合的な再検討を令和4年6月から進めておりました。

資料左下側に総合的な再検討の実施内容を記載しております。1 管路維持管理計画の見直しでは、優先整備区間のルート計画の見直しや、優先整備区間以外の再検討を実施しました。

また、2 管路以外の施設の老朽化対策計画の見直しでは、構築物や機械装置などの計画見直しを実施し、約3.6億円の経費削減が可能と試算しました。

3 給水料金改定計画の見直しでは、管路更新及び施設老朽化対策を実施しながらも、健全な経営を維持するための給水料金の試算を行い、当面は令和7年度からの現行の1立方メートル当たり16円から2円アップの改定を行うとともに、その後も段階的に引上げが必要という結果を得ています。

資料右側の中段に、今後の取組案を記載しております。総合的な再検討に基づき、優先整備区間の管路更新については、上の図にあるとおり、南側へのルート変更で再計画することとします。来年度から補助金申請の準備も進め、下の管路更新スケジュールに記載しているとおり、令和7年度から詳細設計を開始し、工事準備としての工損調査などの対応も考慮し、令和11年度から工事を開始する計画としました。なお、工程は余裕を持った設定としており、進捗状況により前倒しに努めてまいります。また、来年度、管路全体の劣化診断を実施し、優先整備区間以外の更新についても並行して着実に進めてまいります。

2 施設の老朽化対応では、管路以外の施設について費用対効果を考慮して、今回計画を見直しましたので、これに基づき実施してまいります。

3 給水料金改定では、昨年9月にユーザー意見交換会を実施し、令和7年度の2円アップについては特段の反対意見もなかったことから、先ほど説明したとおり、現行料金16円から18円にアップすることで進めてまいります。なお、その後の料金改定については、管路更新工事にあわせて段階的に実施したいと考えており、その際には改めて利用者の皆様の御意見を伺いながら決定していくこととします。

鏡川工業用水道事業の今後の取組については以上となります。

電気工水課からからの説明は以上です。

◎**金岡委員長** 質疑を行います。

◎**細木委員** 工業用水については、専門家の意見からもあるように、災害時でも飲料用水

として使えるということ言えば、耐震についてもしっかりやっていただきたいと思います。この費用の値上げについては先ほど異論はなかったという報告があったんですけど、これから23円にできるだけ近づけていくということですよ。最終的にどこまで上げるのかも含めて異論は出なかったのか。やはり県内の事業者、経営的に大変なところが多いので、そこまで上げて本当に大丈夫なのかが心配なんですけれど。

◎三宮電気工水課長 意見交換会では、管路更新をすれば70億円程度のオーダーが出てきますので、そうすると30円程度まで上げることとなります、ということはお見せしておりました。当面は優先整備区間、これもいきなり上げるのではなくて、管路更新を見ながら計画的に設定させていただいて、段階的に上げていく計画、2円上げて、さらにその後1円、1円と4円程度上げれば、今回設定している更新期間はできるのかなという御説明はさせていただきました。

◎細木委員 その都度情勢も変わっていくので、値上げのときにはしっかり説明していただきたいと思います。

◎三宮電気工水課長 なかなか見せることがうまくできてなかったところもありますので、しっかりと見える化し、経営状況も踏まえてお見せしていく工夫はしていきたいと思っています。

◎依光委員 2ページの説明の中で、物部川流域における小水力発電の新規開発地点調査等と書いています。そこについて詳しく御説明をお願いします。

◎三宮電気工水課長 まだまだ、机上で場所とか選定して、あるいは地域の人なんか意見をもらいながらというところで、具体化はないですけど、小さい河川や谷川等ではできないとかというところで、基礎的な要望を聞いているところがございます。

◎依光委員 結局、電力が足りないから、もっと増やすために、小さい谷川で小水力発電をとということですか。

◎三宮電気工水課長 電力が足りないというより、少しでも未利用なエネルギーを有効に活用できないかという着眼点と、技術力を少しでも向上したいところで、県内広げてというより、まず身近なところでできないか工夫をしているところです。

◎依光委員 もう1点、若手職員の育成ということで、技術者派遣交流へ積極的に参加をしていくということで、今までは、あまり参加をしていなかったということですか。

◎三宮電気工水課長 今回、公営企業の団体で初めてやったところがあって、同じような技術系の職員が不足していたり、技術継承がうまくできていないという声がありましたので、団体でマッチングさせて、行ったり来たりできるかどうかを、やり始めたところです。

◎依光委員 もう1点。小水力はこれからだということですが、ぜひ費用対効果を。最初は補助金とかいろんなものがあるから出来たが、運営していったら赤字をどう補填するかで、組合や地域が大変な思いをすることになったらいけないので。ぜひその辺は慎重にお

願います。

◎樋口委員 鏡川工業用水は赤字ではなかったか。

◎三宮電気工水課長 昭和40年から始まっていますが、40年代後半まで赤字であったんですが、その後は黒字を少しずつ計上しているところでございます。

◎樋口委員 香南用水はどうか。

◎三宮電気工水課長 平成24年から一部給水を始めたところでございます。平成30年度、一部用水型の企業が来てこれからというところなんです。それまでは当然、運転しなかったわけですから、これから少しずつ収益を上げながらになってきます。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、電気工水課を終わります。

次に、高知県立病院第8期経営健全化計画（案）について、県立病院課の説明を求めます。

◎山本県立病院課企画監 それでは県立病院第8期経営健全化計画（案）の概要について、御報告をさせていただきます。資料の左上を御覧ください。

1 計画についてでございますが、計画期間は令和6年度から令和9年度までの4年間としております。目標につきましては、現在の第7期計画を継承しまして、地域の中核病院として、地域の医療機関等と機能分化・連携強化を図りながら、質の高い医療を継続的に提供し、健全かつ安定的な経営を行うこととしております。

次にその下の、2重点取組項目でございますが、昨年9月県議会の委員会でも御説明いたしましたように、6本柱として取り組むこととしております。

まず、（1）地域医療構想等を踏まえた県立病院の果たすべき役割の発揮に向けた取組としまして、アの医療機能の充実・強化につきましては、救急医療や手術に携わる医師の確保、急性期医療、がん診療等の機能の充実・強化に取り組んでまいります。またあき総合病院では、今年度に精神医療の在り方検討会議を設置し、今後の精神医療体制の在り方について検討をいたしました。その結果も踏まえ、今後も適切な精神医療の提供に取り組んでまいります。

イの地域医療構想で示された必要病床数への対応では、あき総合病院において、地域における今後の医療ニーズを踏まえた病床確保や病床機能の変更等の検討を行うとともに、幡多けんみん病院では、安全安心で質の高い医療の確保に向けた効率的な病棟運営を図るための取組強化を行ってまいります。

ウの南海トラフ地震対策の充実・強化では、業務継続計画、BCPの実効性が担保されるように、今回の能登半島地震で明らかになった課題も踏まえまして、新たな対策の必要性の検討や、訓練の充実・強化などに引き続き取り組んでまいります。

（2）地域医療を支えるためのネットワークづくりに向けた取組としましては、アの地

域医療を支えるための医師の派遣・応援システムの推進として、高知大学や、県の医療政策を担う健康政策部などと連携いたしまして、医師が不在となり医療サービスの提供が困難な状況になった地域の医療機関に対して、引き続き医師を派遣してまいります。

イの医療・介護・福祉分野等との連携の推進・強化では、相互連携体制の強化に向けて、ICTを活用した連携や、市町村等関係団体との定期的な意見交換を継続するとともに、あき総合病院では、入院・退院支援部門の体制強化に向けた検討を行ってまいります。また、幡多けんみん病院では、地域医療連携推進法人制度の活用を視野に入れた連携の強化に取り組んでまいります。

(3) 医療機能の向上による経営の健全化に向けた取組としましては、アの収益の安定確保として、診療報酬改定への適切な対応を図ることはもちろん、一連の診療行為を包括的に診療報酬上で評価する、DPCの評価係数の向上などに取り組んでまいります。

イの医療の質の改善、収支の改善では、外部の専門の評価機関による、5年に1度の病院機能評価の認定を継続して受けられるよう、機能の維持向上を図るほか、効果的な経費削減策の検討、実施を継続するとともに、それに関わる事務職員の人材育成、専門性の向上に努めてまいります。

(4) 医療人材の安定確保に向けた取組では、アの医療スタッフの確保、専門性の向上としまして、医師に関しては、高知大学医学部への派遣要請の継続や、健康政策部及び高知医療再生機構などとの連携を強化していくほか、本県の将来の地域医療を担っていただく初期臨床研修医や専攻医を引き続き積極的に受け入れてまいります。また、薬剤師確保対策の強化を図るとともに、助産師や認定看護師などの資格職種は必要に応じて公費で職員を養成機関に派遣し、養成する取組なども継続してまいります。

イの働き方改革の推進では、医師の労働時間短縮に関する取組を実施してまいりますほか、医師事務作業補助者、看護補助者などの確保に向けた取組もしっかり行ってまいります。

(5) 新興・再興感染症への対策の充実・強化に向けた取組では、院内感染防止対策を徹底しつつ、保健所等関係機関と連携し、適切な医療提供体制を維持していくとともに、地域の中核病院として、クラスターが発生した医療機関に職員を派遣するなど、圏域の感染拡大防止にも取り組んでまいります。

最後の(6) 施設・設備の最適化に向けた取組では、アの施設・設備の適正管理と整備費の抑制として、電子カルテや高額な医療機器の計画的な更新に引き続き取り組むとともに、竣工から25年を経過した幡多けんみん病院については、大規模な修繕や設備の更新を必要とする時期を迎えていることから、来年度予算に約1,000万円ほど計上させていただいておりますが、建築設備の劣化診断と中長期の保全計画を策定しまして、既存施設の長寿命化に取り組んでまいります。

このデジタル化への対応では、情報化の推進による業務負担の軽減や、電子処方箋導入の検討、サイバーセキュリティ対策などに取り組んでまいります。

次に、資料の右側、3の収支計画を御覧ください。経営目標としましては、令和8年度までに病院事業全体で経常収支の黒字が達成できる経営を目指すこととしております。その経営目標に向けた入院患者数と入院診療単価の見通しですが、上段の表、あき総合病院では、救急医療や循環器病への対応など、高度な医療の提供に努めることで、赤い折れ線グラフになりますが、入院診療単価は年2%程度上昇すると考えております。入院患者数については、青の折れ線グラフですが、計画の取組を進めることで、感染拡大前の水準に回復していくと考えております。

次に、中段の表、幡多けんみん病院ですが、がん診療の充実など、引き続き高度な医療の提供に努めることで、こちらも入院診療単価は年2%程度は上昇すると考えております。入院患者数については、新型コロナの影響が一定継続すると見込まれますが、計画の取組を進めることで、こちらも感染拡大前の水準に回復していくと考えております。

最後に、下段の表の経常収支の見通しとしましては、計画の取組を進めることで、収益の増加を図るとともに、材料費や委託費等の費用削減に努め、棒グラフのR8計画にありますとおり、令和8年度には病院事業全体で黒字化を目指していくこととしております。

また参考までに、高知県立病院第8期経営健全化計画を皆様にお配りしておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

私からの説明は以上です。

◎**金岡委員長** 質疑を行います。

◎**岡田（竜）委員** 私債権についてお聞きしたいんですけども、昨日も議案で未回収分の業務委託料、限度額をお示しいただいていました。その未回収の未然防止ということに取り組んでいくことになっていきますけれども、なかなか難しそうだなと思っていました。実際にどのような形でということをお聞きしたいのと、回収に当たって、どれぐらいお金を充てるか、限度額が示されていますけれど、そこら辺の考え方を教えていただけませんか。

◎**山本県立病院課企画監** 未収金につきましては、まず未然に防ぐということで、一番最初の取組が、まず医事の職員から患者さんに御連絡をするのが、最初のステップになっております。そして電話連絡、文書送付、それでもお支払いがない場合は、次には病院の職員が文書を送付するようになっております。未収金回収マニュアルに沿って進めているんですけども、そこで督促状、最終催告、これでお支払いいただけないようでしたら、弁護士法人に委託をしますよというお手紙をお送りします。それでも回収できない場合、次に弁護士法人に委託をしまして、その回収に見合った、一部出来高払になりますけれども、弁護士法人にはその回収をお願いいたしまして、例えば1万円で10%だったら1,000円をお

支払いして9,000円を回収いただくような、そういったマニュアルで取り組んでいるところ  
でございます。

◎岡田（竜）委員 回収マニュアルをお聞きしたいのではなくて、未然防止というのがま  
ず難しいとあっておいて。どのように未然防止に取り組むのか、計画の中に記されてい  
ますので、そこをお聞きしたいのと。回収に当たっても、その弁護士に支払う金額も、限  
度額が示されていますけれども、そこにあまりお金を投資し過ぎますと、結局赤になる場  
合がございますし、そこら辺を含めまして2点お願いします。

◎山本県立病院課企画監 クレジットカードの導入などで、一定未払いを防ぐことにも取  
り組んでおりますし、期間が開けば開くほど難しくなっておりますので、そこはできるだ  
け速やかに患者さんに接触していくといったことに努めてまいります。あと限度額の部分  
ですけれども、そこは出来高払いという形になっておりますので、実際回収されなかった  
場合は、病院から弁護士法人に委託料を支払うことはないシステムになっております。

◎岡田（竜）委員 ゼロというのは非常に難しいことだと思いますので、意識しながら努  
めていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎細木委員 県立あき総合病院の診療単価がなぜ低いのかということでは、精神医療を担  
当しているからということもありましたけれど。この経営健全化計画の案の資料に、検討  
会議で今後現状と課題、県立病院としての役割を果たしつつ、適切な精神医療の提供に向  
けた提言書がまとめられたということだけだったんですけれど、どのような内容でまとめ  
られたか、概要を知らせていただけますか。

◎山本県立病院課企画監 この提言書の中では、少し平均在院日数が長くなっている患者  
が非常に増えてきている。そこで県立の精神医療機関として、もっと急性期の患者を受入  
れてほしいという御意見が多くございました。そして中央から流れてくる患者もおります  
ので、ほかの民間医療機関ではなかなか受入れが困難な、そういった患者を積極的に受入  
れて、一定状態が落ちついている、非常に入院期間が長くなっている、そういった患者に  
つきましては、できるだけ退院を勧める、または地域の医療機関に転院を進めていく、そ  
のようなことを行って、県立病院はできるだけ急性期の、民間が受入れ困難な患者さん  
を受け入れてほしいという意見がございました。

◎細木委員 もう1点。医療機能指標及び経営指標の中で、あき総合病院、幡多けんみん  
病院、それぞれ紹介率、逆紹介率、年を追うごとに目標が上がっているんです。地域の医  
療機関との連携の点ではすごく大事な取組で、経営にとっても重要なことだと思うんです。  
この地域医療の医療機関が、医者が高齢化をしたり人口減少ということで、その受け皿と  
なる診療所とか病院なんかが、どんどん受入れが難しくなる可能性もありはしないかと思  
うんです。この逆紹介率、紹介率共々、数字が上がっていくのか懸念を持つんですけれど、  
課題とかはないでしょうか。



◎山本県立病院課企画監 委員おっしゃるとおり、なかなかこの数字のとおり紹介率が上がるのかと言われましたら、そこは難しいのかもしれませんが。やはり国の示されました経営強化ガイドライン、特に重視された点が機能分化・連携強化のところでございます。ほかのクリニックが、その地域で安定的な経営を行っていくためにも、役割分担をしっかりとしておかないと、県立病院で全て受入れるようになってしまうと、ほかの医療機関の収益にも影響を与えてしまう。県立病院の黒字を考える必要は当然でございますけれども、県立病院だけが黒字でいいのかの部分もでございます。目標としてやはり紹介率のアップ、機能分化に努めていく。そこは決して敷居を高くして患者を受けないようにしようというものではございません。

◎細木委員 地域の医療機関を守っていく上でも、日常的にもいろんな医師派遣であるとか、協力できるようなことをしっかりサポートもしてあげて、地域の診療所やクリニックが存続できるような、そういう県立病院、公的な病院としての役割というのが、ほかにもあるかもしれないので、そういうのも検討しながら、しっかり地域の医療を守っていただきたいと思います。

◎山本県立病院課企画監 現在も地域への医師の派遣ということで、例えばあき総合病院でしたら森澤病院への当直応援ですとか、室戸診療所への診療応援、また幡多けんみん病院でも、大月病院や四万十市民病院への非常勤医師の派遣、そういったことで地域の医療を守るために、県立病院から医師の派遣は継続して行っていきたいと思います。

◎弘田委員 関連で。課長からも、室戸診療所へ行ってきているという話もあったんですけど、やはり地域の医療を支えることは県立病院がなければ、なかなか支えられないわけですね。地域の医療を守るためにも、ぜひその役割を果たしてもらいたいということ。それから医師の派遣先で言えば、高知大の医学部もあるんですけど、高知大の医学部の先生方は、室戸は遠いと言われる。安芸までやったら行ってもいいよと。ですからそこら辺を、あき総合病院が調整をして。これは前に前田院長に聞いたと思うんですけど、ところてん方式といって、医大から安芸まで受け入れて、安芸の先生が室戸とかそういったところへ行くようなことを考えていると聞いたことがあります。ですから、そういう地域の医療が成り立っていくような仕組みを積極的に取り入れていただけるかなというところなんです。経営健全化計画とは相入れないような話になるかもしれないけれど、地域のそれぞれの圏域の医療を支える機関としての役割を自覚していただいて、一生懸命やっていただきたいところです。よろしく願いいたします。

◎樋口委員 まず最初に聞きたいのは岡田委員が聞いた不良債権の話です。ああいう表現をするより、不良債権は一括して弁護士法人に入札をさせて、そこで支払うことになっていると表現したほうがよくないか。

◎山本県立病院課企画監 プロポーザル方式で入札いたしまして、委託をしております。

◎樋口委員 だから率の競争になってくる。その競争によって、率の低いところに任せると言ったほうが分かりやすいと思うけど。

◎山本県立病院課企画監 おっしゃるとおりでした。説明不足でした。申し訳ございません。

◎樋口委員 これ結構幅の広い病院の問題だから、短時間であなたが話せるわけがない。だからさっき言ったような、あき病院の単価の低いのも、精神病院という意味ではなく、いっぱいあります。例えば幡多だったら、高知まで来ないと仕方ない場合があります。そしたらもう幡多で入院しようとなります。安芸は1時間足らずで通えるから。だからちょっと重い病気だったら、ぱっと高知へ来るんです。そういういろんなことがあるんです。そして、答弁するときは、手短かに言わないかんけれど、もう少し広く、ポイントと言うてくれないと分かりません。

それから先ほどの医師不足の問題、これは全国的なテーマで、難しいから言わないけど。医療というのはチームワークでやるものだけど、あえて言うと、あき病院は、やはり前田院長の力。彼の人脈でいい医者が何人も来ている。そこらあたりも答弁で評価して、言にくい表現もあるけれども、やはり院長の努力もあるというようなことを言わないと。本当に僕らから見たら、ひとえにあき病院がなぜもっているかというたら、院長のおかげが50%あります。それはどう思いますか。

◎山本県立病院課企画監 医師の確保については、前田院長が着任したときは、ドクターの数は20人も満たない程度だったんですけども、今はもう50人程度に増えてきているのは、本当に前田院長の人脈によるところです。

◎樋口委員 前田院長とその周辺の方々。

◎山本県立病院課企画監 はい。経営のほうにつきましても、非常に御自身で熱心に勉強されておられますので、その辺私たちも負けないように勉強していかないといけないと思っております。

◎樋口委員 それから余談ですけど、もう1つ、医師が定着する理由はいろいろあるんですが。医師に聞いたらTSUTAYAがあるとか。安芸から東にはいわゆる娯楽施設がないという部分もありますが、中には安芸の沖でサーフィンができると思って来たという人もいます。いろんなことがあって、単に役所の努力だけじゃなくて、周辺のこと整備されて、医師が来る事実があるんです。そこらあたりは、いろいろ安芸のメリット、東部のメリットをPRしながら、医者をお呼びするようにしたいと思います。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、県立病院課を終わります。

以上で、公営企業局を終わりますが、しっかりと、いろいろな課題があり、将来に向けて本当に考えていかないといけないことばかりですので、皆さん、努力されていると思いま

すけれども、もう一段の努力をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎**金岡委員長** 以上で、公営企業局を終わります。

《採決》

◎**金岡委員長** これより採決を行います。

今回の議案数は29件で、予算議案12件、条例その他議案17件であります。

それでは、採決を行います。

第1号「令和6年度高知県一般会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 挙手多数であります。よって、第1号議案は賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第9号「令和6年度高知県国民健康保険事業特別会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 挙手多数であります。よって、第9号議案は賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第10号「令和6年度高知県災害救助基金特別会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第10号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第11号「令和6年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第11号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第21号「令和6年度高知県電気事業会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第21号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第22号「令和6年度高知県工業用水道事業会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第22号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第23号「令和6年度高知県病院事業会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第23号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第24号「令和5年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第24号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第31号「令和5年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第31号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第32号「令和5年度高知県災害救助基金特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第32号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第33号「令和5年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第33号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第41号「令和5年度高知県病院事業会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第41号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第42号「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例

議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第42号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第43号「高知県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第43号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第46号「高知県部設置条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 挙手多数であります。よって、第46号議案は賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第51号「高知県消防法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第51号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第52号「高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第52号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第53号「高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第53号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第54号「高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第54号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第55号「高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第55号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第56号「高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第56号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第57号「高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第57号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第58号「高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第58号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第59号「高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第59号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第60号「高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第60号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第61号「高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第61号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第62号「高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第62号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第63号「高知県女性相談支援センター設置条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、63号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第75号「高知県が当事者である訴えの提起に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第75号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部の皆様は退席をお願いいたします。

(執行部退席)

#### 《意見書》

◎**金岡委員長** 次に、意見書を議題といたします。

意見書案5件が提出されております。

まず、「現行健康保険証の存続を求める意見書(案)」が、日本共産党、県民の会から提出をされておりますので、お手元に配付してあります。

意見書(案)の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎**金岡委員長** 御意見をいただきたいと思っております。

小休にいたします。

(小休)

- ◎ 我が党は、不一致で。
- ◎ 不一致ということですか。
- ◎ はい。不一致ということで。

◎**金岡委員長** 正場に復します。

意見の一致を見ませんので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、「若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書（案）」が、公明党、自由民主党、県民の会、一燈立志の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書（案）の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎**金岡委員長** 御意見をいただきたいと思います。

小休にいたします。

（小休）

◎ 今ちょうど、社会問題化して、この問題もピークに近づこうとしゆうときやき、ちょうどいい意見書やないですか。

◎ 賛成します。

◎**金岡委員長** 正場に復します。

それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

次に、「中山間地域の実態も反映した訪問介護基本報酬の引上げを求める意見書（案）」が、日本共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書（案）の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎**金岡委員長** 御意見をいただきたいと思います。

小休にいたします。

（小休）

◎ これは3年以内に国が定めた基本報酬引下げの撤回を求める、現実的ではないというところで不一致。

◎ 不一致ということですか。



◎**金岡委員長** それでは、正場に復します。

意見の一致を見ませんので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、「訪問介護事業所への支援を求める意見書（案）」が、自由民主党、一燈立志の会、公明党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書（案）の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎**金岡委員長** 御意見をいただきたいと思います。

小休にいたします。

（小休）

◎ 1のところの3年以内というふうに書かれているので、ほんとに今回の訪問介護事業所、4割が赤字ということで、3年以内ということで。期限を別に切らなくても、本当にもうすぐに倒産する可能性もあるので、この3年以内という文言がなければ、一緒に乗れるかなというところです。

◎ どうですか。

◎ この意見書から、この1の3年以内に、これを消すということですね。

◎**金岡委員長** 正場に復します。

それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整を、正副委員長に一任ということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎**金岡委員長** 異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、「2024年4月からの障害福祉サービス報酬単価の見直しを求める意見書（案）」が、日本共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付しております。

意見書案の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎**金岡委員長** 御意見をいただきたいと思います。

小休にいたします。

（小休）

- ◎ 不一致なんですけども。
- ◎ ここを直したらというようなことはないですか。
- ◎ 不一致よね。
- ◎ 不一致で。
- ◎ 特に文言ということではなくて。

◎**金岡委員長** それでは、正場に復します。

意見の一致を見ませんので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、明日は休会とし、18日月曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくお願いいたします。

本日の委員会はこれで閉会をいたします。

(11時2分閉会)